

飲用井戸の衛生確保について

飲用井戸については、水道法の規制を受けず自主管理となっていますが、その設置者に対して飲用井戸の衛生確保のため、毎年、広報誌等にて自主検査を呼びかけております。

平成 28 年度に入り、県内でフッ素及び六価クロム等の有害物質が水質基準以上検出されている飲用井戸が新たに判明していることから、県では次のことについて呼びかけをおこなっています。

飲用井戸の定期的な測定項目としている下記 2 の 11 項目以外の項目について基準超過していることから、下記 3 のとおり使用開始前及び全項目未測定の飲用井戸においては、水質基準の他の項目についても測定されるようお願いします。

記

1. 飲用井戸の給水開始前の水質検査及び 1 年以内ごとに 1 回の定期的な水質検査を行うことが望ましいこと。

2. 定期的な水質検査の項目は別紙 1 の水質基準のうち、**1**一般細菌、**2**大腸菌、**9**亜硝酸態窒素、**11**硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、**38**塩化物イオン、**46**全有機炭素 (TOC)、**47**pH 値、**48**味、**49**臭気、**50**色度及び**51**濁度並びに水質基準のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項とすること。

ただし、消毒を行っている場合にあつては、残留塩素及び消毒副生成物についても検査を行うこと。

3. 飲用井戸の使用開始前の水質検査については、別紙 1 の水質基準の No.21～No.31 の消毒副生成物及びジェオスミン、2-メチルイソボルネオールを除き検査を受けることが望ましいが（周辺の地下水等によりこれらの物質が検出されている場合を除く）、個人の飲用井戸で全項目検査の費用負担が大きく項目を厳選する場合には、別紙 2 及び下記の佐賀県環境課が県ホームページで公表している地下水の結果を参考に周辺地下水の汚染状況を勘案し、検査を受けること。

(参考) 佐賀県ホームページ

「平成 27 年度公共用水地域及び地下水の水質測定結果をお知らせします」の添付資料

<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00350308/index.html>

4. 定期的に飲用井戸、浄化設備、ろ過フィルター及びその周辺の点検を行い、飲用井戸の清潔保持に努めること。

問い合わせ先

佐賀県 生活衛生課 水道・環境担当

TEL : 0952-25-7077